

三木市記者発表資料 (令和5年3月8日発表)		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課長 山本隆之 健康福祉部健康増進課長 後藤洋子 ワクチン接種対策室長 岩瀬文彦	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 715-121)

タイトル
新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について ～令和5年3月13日以降の対応～
内容
<p>新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の改定を踏まえ、三木市では3月7日午後4時から第85回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市の感染対策について、以下のとおり決定しました。</p> <p>1 期 間 3月13日(月)～5月7日(日) (今後の感染者の状況により変更する場合があります。)</p> <p>2 市の感染症対策について</p> <p>基本的な感染症対策(3密の回避、手指消毒、身体的距離の確保、効果的な換気、パーテーション設置、自宅での検温、食事中の会話の自粛等)は継続したうえで、マスクの着用等については次のとおりとする。</p> <p>(1) 公共施設・社会教育施設等 施設内でのマスクの着用は基本的に個人の判断に委ねる。</p> <p>(2) 学校園・児童センター・吉川児童館 マスクの着用について、令和5年3月31日まで現在のマスク着用の考え方を継続する(別紙「マスク着用の考え方」のとおり)。令和5年4月1日から「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」が、留意事項等については、改めて国からの通知を受け周知を行う。</p> <p>(3) 職員</p> <p>①執務中のマスクの着用は職員の主体的な判断に委ねる。ただし、次の場合はマスクを着用するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・屋内・屋外に関わらず窓口業務等で市民と直接会話をする場合・公用車を2名以上で利用する場合・身体的距離(2m以上)の確保ができない会議、研修会等へ参加する場合・高齢者や基礎疾患を有する方、妊婦などの重症化リスクの高い方が利用する施設(医療機関や高齢者施設等)へ訪問をする場合 <p>②感染防止対策として実施している「職員のテレワーク兵庫を用いた在宅勤務の取組」、「職員の時差出勤の取組」について継続して取組む。</p>

3 ワクチン接種について

旧志染中学校会場での集団接種は3月19日で終了します。

令和5年度のワクチン接種については、5月以降に新たな接種が開始される方向で国で議論されており、市でも準備を進めています。

国の方針が決定され次第、お知らせします。

セールスポイント

基本的な感染拡大防止対策は継続しますが、国の方針と同様にマスクの着用については緩和します。職員は市民と直接会話をする場合などにマスクを着用しますが、市民の皆さまは本人の判断に委ねます。

なお、体調が悪い場合などはマスクの着用をお願いする場合があります。